

「性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に
関する法律」可決に至る自民党内手続きに対する政治倫
理審査会開催の要望書

全国自民党員有志159名一同

代表 堀 友和

令和5年9月1日

宛 自由民主党幹事長

茂木 敏充 様

宛 自由民主党党紀委員会委員長

衛藤 晟一 様

はじめに

令和5年6月16日、衆参両院で「性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律」所謂LGBT理解増進法(以後LGBT理解増進法)が可決された経緯について、これまで自民党を支持してきた多くの党員から党内手続きに対する怒りと失望が寄せられている。

これは新しい時代の人権法案成立に古い保守派だけが反対しているという単純な構図ではなく、国際的にも良識的な民主主義を重視する責任ある政党と信じられてきた自民党が、広島サミットに向け政府方針の早急な実績確保の為に民主主義を軽視した党内手続きを実行し、更にそれに明確に反対した議員3名に処分を下した一連の経緯に対する恐怖政治への反発である。

今回の事態を看過した場合、今後も一部恣意的な議員や政府により国民世論や民主主義を軽視した増税・同性婚・皇室解体に繋がる法案等が容易に成立する危機感を抱く国民・党員・識者が大勢いる。

自民党執行部におかれては、民主主義政治を軽視する政党に成り果てたという自民党員の失望と怒りを軽視せず、寧ろ**自浄作用を回復し党の信頼を取り戻す好機**と捉え真摯な対応を期待する。

要望の概要

・以下の自民党内手続について、多くの党员より**自民党党則第二十一条政治倫理・ガバナンス違反**であるとの指摘がある為、党紀委員会にて政治倫理審査会を開催し議論の上審査会としての結論とその背景の詳細な説明を自民党ホームページに報告書の形で公開を求める。

1. LGBT理解増進法に関し法案提出前に自民党内の部会に於いて反対多数であったにも関わらず、部会長一任により了承されたが、民主主義を最重視する党則・ガバナンスを遵守したと明言出来るかどうか
2. 1の部会了承後総務会で一部反対者退席の後全会一致で提出が確定し、衆参国会で党議拘束が有効の上可決したが、多くの党员・国民・識者が党議拘束をかけるべきではないと呼びかけを行っていたにも関わらず強行した事に対し、民主主義を最重要視する党則・ガバナンスを遵守したと明言出来るかどうか
3. 過去所謂臓器移植法では党議拘束が外された実績があり、今回も多くの反対があったにも関わらず党議拘束は有効とされ、それにより多くの議員が賛成した背景があるように見受けられるが、今回の党内手続きに対して世論の声を無視し党議拘束を有効とした事に対し、民主主義を最重要視する党則・ガバナンスを遵守したと明言出来るかどうか

・党議拘束を巡る参院三議員処分に対する撤回を明言し自民党ホームページに掲載を求める。

- ・和田政宗氏への嚴重注意と国対副委員長解任処分の撤回
- ・青山繁晴氏への嚴重注意処分の撤回
- ・山東昭子氏への嚴重注意処分の撤回

要望の背景

令和5年6月16日、衆参両院で可決されたLGBT理解増進法に関し、法案提出前に自民党内の部会に於いて反対多数であったにも関わらず、部会長一任により了承、その後の総務会で一部反対者退席の後全会一致で提出が確定した。

この法案は自民党保守支持層やLGBT当事者からも議論が尽くされていない、そもそも差別の定義があいまい、性自認(ジェンダーアイデンティティ)の尊重は犯罪者のなりすましを排除できないなど反対が相次ぎ、部会では反対多数の状況となったにも関わらず、部会の執行部は部会長一任によって強行に了承したが、これは自民党党則前文にある**民主主義重視の理念に反し、党則・ガバナンス違反の疑い**がある。

自民党員としてガバナンス違反の疑いは党への信頼を失墜させるもので看過出来ず、党紀委員会や党執行部において査問委員会を開催し、部会・総務会に於いて法案提出の手続きに瑕疵が無かったかどうか改めて議論し、**結論や背景の公開を要求**するものである。

要望書提出に至る経緯

一連の党内手続きに対する反発はごく一部の自民党国会議員のみ言及しているが、地方議員からも同様の声を多数聴く上、衆参両院で賛成に票を投じた自民党議員からも党議拘束を遵守した上の行動であると述べる方もいる。

国会議論が始まった後は党議拘束に従う事もまたあるべき遵法精神であり、例えるならスポーツの試合中に選手がルール自体を不当だと疑問を呈する事は潔い行為とは言えず、多くの自民党議員から以後反発意見が出ない事も理解できる。

しかし同じ自民党の構成員たる党員は党議拘束の範疇になく、今回党議拘束を有効とした事、部会で反対多数にも関わらず委員長一任で承認扱いにされた経緯について疑問を呈し、党の在り方を提案するのに最も適切な立場である。

SNSのX(Twitter)上では本要望書提出人と同様、普段概ね自民党を支持する方からも今回の法案成立の経緯に対し民主主義軽視であるという同様の憤りを多く聞いた為(別途

参考資料として提出)、インターネット上の署名サイトVoiceにて、自民党員限定で署名活動を行った。(署名サイト: <https://voice.charity/events/517>)

党員からの署名である証明として氏名と党員番号の記載を条件とし、393名の賛同(党員番号が有効と思われるもの159名)を得た。(別途署名リスト添付)

これら159名の党員の総意として今回の要望書を提出するものである。

署名の過程で寄せられた党員からのコメントも別途資料として添付するが、LGBT人権議論そのものよりも、少数決による党内手続きが許し難い民主主義の軽視と憤りそのような党を支持した覚えはないと述べる同様の自民党員の方が大勢いる。

党執行部におかれては、今回の一連の経緯は一法案の問題ではなく**自民党結党以来党への信頼が最も損なわれようとしている**危機感を真摯に感じ取って頂きたい。

人権関連法案の拙速な議論における問題は党内手続きだけではない

理想社会に於いて人は公序良俗から逸脱した行動を取らず法も不要であるが、現実社会では法により人や社会を律する事(違反した際の罰により理性が犯罪を思い留まる)が肝要である。

しかし法は犯罪認定される行動を理性により思い留まらせる事に有効でも、特定の感情を抱く事自体を犯罪と認定する事は内心の自由を侵し不適切で、また証明は困難である。

基本的に法自体人の行動の自由を縛るものであり、多くの法遵守を強いる事は束縛の多い社会として不自由・不寛容が心の負担を増やす社会となる為、国民の公序良俗に任せ必要最小限にすべきである。

この視点において近年多くの人権関連法(男女・人種・国・経済格差による差別など)はそれらを重視する昨今の傾向に流され、拙速な議論で多くが成立しているように思われる。

その上法は行動でなく内に抱く感情について規制・強制するには元来不向き・不適切であり、人権・いじめなどの取り扱いは大変困難である。

それらは道徳教育・躰などにより育まれるのがふさわしい。

今回のLGBT理解増進法にしても、差別の本質は警戒心であり未知の価値観に対し負の感情を抱く事自体に法規制を試みる行為は、法と社会・人のあるべき適切な関係性を破壊する大きな危険を孕んでいる事をご理解頂きたい。

なお、本要望書は自民党本部に提出後個人情報以外はインターネットにて公開し、マスコミ関係者にも送付する。

以上

提出資料

- ・「性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律」可決に至る自民党内手続きに対する意見及び要望書(本紙)
- ・署名サイトVoiceで本趣旨に賛同し署名した自民党員の氏名・党員番号
- ・署名サイトVoiceに寄せられた今回の党内手続きにに対する意見一覧
- ・X(Twitter)に寄せられた意見一覧

全国自民党員有志159名一同

代表 堀 友和 (神奈川自民党員)